

防災情報の外国語翻訳等に関する覚書

江戸川区（以下「甲」という。）と在日本大韓国民団東京江戸川支部（以下「乙」という。）とは、防災情報の外国語翻訳等について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、江戸川区内で災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）又はその他必要な場合において、甲が、乙に防災情報の外国語翻訳等について協力を得るために必要な事項を定める。

（定義）

第2条 本覚書において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合その他同号に規定する災害に準ずるものとして区長が認めた場合をいう。
- （2）「防災行政無線」とは、災害時の地域情報及び被害情報を迅速かつ正確に地域住民等に伝達できるよう整備された無線通信システムのことをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の事項について必要が生じた場合は、乙に協力を要請することができる。

- （1）防災行政無線による放送を韓国語で行うこと
- （2）防災行政無線による放送の事前録音を韓国語で行うこと
- （3）防災行政無線による放送原稿の韓国語訳を行うこと
- （4）その他甲の要請により、乙が応じられること

2 乙は、前項の規定による要請があった場合は、可能な範囲で協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合には、この限りではない。

（費用負担）

第4条 甲の要請に基づく前条の業務に要した費用は、原則無償とする。

（連絡体制）

第5条 甲及び乙は平常時より、互いの連絡先（平常時及び緊急時）を共有するものとし、変更があった場合は速やかに報告するものとする。

（意見交換会）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ、本覚書の実施について必要な意見交換会を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

（損害補償）

第7条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）によるものとする。

（有効期間）

第8条 本覚書の有効期間は、覚書締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも覚書の解除又は変更の申出がない場合、本覚書は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 本覚書に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本覚書は、2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年12月23日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区東松本二丁目17番5号
在日本大韓国民団東京江戸川支部

支団長 朴 淳 澈